

2015年5月16日

関係各位

野村ホールディングス株式会社
コード番号8604
東証・名証第一部

子会社に対する訴訟の判決に関するお知らせ

野村ホールディングス株式会社(グループCEO:永井浩二、以下「当社」)の米国子会社であるノムラ・アセット・アクセプタンス・コーポレーション(以下「NAAC」)、ノムラ・ホーム・エクイティ・ローンInc.(以下「NHEL」)、ノムラ・クレジット&キャピタルInc.、ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナルInc.およびノムラ・ホールディング・アメリカInc.ならびに引受人であるRBSセキュリティーズInc.(以下総称して「被告ら」)が、連邦住宅抵当公庫(Federal National Mortgage Association)および連邦住宅金融抵当金庫(Federal Home Loan Mortgage Corporation)(以下総称して「政府系機関」)の財産管理人である米連邦住宅金融局(Federal Housing Finance Agency、以下「FHFA」)から2011年9月に提起された訴訟について、2015年5月15日、ニューヨーク南部地区連邦地方裁判所において判決が言い渡されましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 判決のあった裁判所および年月日
ニューヨーク南部地区連邦地方裁判所
2015年5月15日

2. 訴訟の経緯

2011年9月、FHFAは、住宅用不動産ローン担保証券(以下「RMBS」)の発行体、スポンサー、引受人およびそれらの親会社などに対してニューヨーク南部地区連邦地方裁判所に訴訟を提起しました。その中には当社米国子会社が含まれています。政府系機関はNAACおよびNHELが発行したRMBSを購入したが、募集資料の中に、証券の裏付けとされているそれぞれのローンを最初に貸付けた業者の貸付基準ならびにそれらローンの特性に関連して不実記載があった、または重要事実が記載されていなかったと主張し、購入の取り消しを請求していたものです。

裁判所は、裁判官による審理の後、NAACおよびNHELが発行し政府系機関が購入したRMBSの募集資料に重大な不実記載があったとするFHFAの主張および購入の取り消しを認めました。

3. 判決の内容

裁判所は、政府系機関が被告らに対し訴訟の対象となっているRMBSを引き渡す代わりに、被告らが政府系機関に対し806百万米ドルを支払うよう命じました。

4. 今後の対応

当社としましては今後の対応について、判決の内容を十分に検証したうえで、控訴する方向で検討していきます。

現時点では、本判決による当社の連結業績への影響は軽微であるものと考えますが、今後開示すべき事項が判明した場合には、速やかにお知らせします。

以上

<お問合わせ先>

グループ広報部

杉、山下、吉村、菅井、小林、小口 TEL:03-3278-0591